

研究基本計画

平成 24 年2月改訂

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

はじめに

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方と連携しつつ、国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）としています。

このミッションを達成するため、当研究所においては、国の特別支援教育政策の企画立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実際的な研究を行い、研究成果を教育現場等に還元することが求められており、その研究活動を核として、研修事業、教育相談事業、情報普及活動等を一体的に実施していくこととなります。

研究所がこうした研究を進める際に重要となるのは、国の政策動向等を見据えながら、研究の現状を総括する中で、今後の進むべき方向性等についての明確な見通しを持つこと、そしてそれを職員全体で共有していることです。このことによって、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究の精選・重点化を的確に行い、戦略的、体系的に個々の研究活動を展開していくことも可能になるものと考えます。

本研究基本計画は、このために、平成20年8月に策定した計画を改訂する形で策定するものであり、平成23年度から平成27年度までの第三期中期目標期間における研究活動の文字通り基本的な枠組みを作り上げるとともに、それに引き続く期間の研究活動を導き出す役割を担うこととなります。

本基本計画の内容としては、3章構成とし、まず、第1章で障害のある子どもをめぐる施策等の動向をとりまとめ、次いで、第2章において今後の研究方針と基本的な方向性等を示すこととし、第3章では、これらを踏まえて、各研究分野におけるこれまでの取組と成果を振り返りながら、研究所として今後どのような課題を取り上げていくのかを記述することとしています。

この研究基本計画は、研究所職員が共通の認識を持って、研究活動に取り組むためのものであるという意味で、研究所内部に向けられたものでありますが、同時に本計画を関係者の皆様に広くお示しすることによって、社会に対する説明責任を果たすとともに、私どもの認識や進むべき方向性に誤りや偏りがないかを確認し、「支持され、期待される」研究の推進に結び付けることを目指すものでもあります。

改訂作業に当たっては、本年1月に改訂案という形での提示を行い、研究所外の方々にもご意見を伺ったところですが、引き続き、本基本計画及び本基本計画に基づく具体的な研究の実施について、皆様のご意見をいただくことになれば、幸いです。

平成24年2月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 小田 豊

<目次>

第1章 障害のある子どもをめぐる施策等の動向	1
1. 障害者の権利に関する条約の署名	1
2. 「障がい者制度改革推進本部」、「障がい者制度改革推進会議」の活動	1
3. 障害者基本法の一部改正	2
4. 特別支援教育に関する諸会議における審議	3
5. 学校教育法等の一部改正	6
6. 学習指導要領等の改訂	7
7. 教育の情報化ビジョンのとりまとめ	8
第2章 研究基本方針と今後の研究の方向性等	9
1. 研究基本方針	9
2. 今後の研究の方向性	9
3. 研究体制	10
4. 研究区分	10
5. 研究の企画立案から実施、評価及び普及の過程	11
第3章 今後の研究の取組	13
1. 特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題	13
2. 障害種別専門分野における課題	17
2-1 視覚障害教育分野	18
2-2 聴覚障害教育分野	21
2-3 知的障害教育分野	24
2-4 肢体不自由教育分野	27
2-5 病弱・身体虚弱教育分野	30
2-6 言語障害教育分野	32
2-7 自閉症教育分野	36
2-8 情緒障害教育分野	39
2-9 発達障害教育分野	42
2-10 重複障害教育分野	46
[資料] 関係年表	49